

資料 2

今後各都道府県等にご対応いただきたい事項

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(以下、「法」という。)第5条に基づく関係地方公共団体の責務や、法第12条・第13条に基づく関係地方公共団体の役割、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を踏まえ、各都道府県等におかれては、カネミ油症患者の支援等に関して、引き続きご協力をいただくようお願いする。

1. 健康実態調査の実施（基本指針第三）（参考1）

平成25年度から患者の居住地の都道府県に委託して健康実態調査を実施しているところ、平成26年度についても、下記の通り、ご協力をお願いする。(当面毎年実施予定)

- 平成26年3月31日現在で把握している認定患者に対して、三者協議での要請を踏まえ、4月1日に調査票の送付をお願いする。必要に応じ、要介護者等への調査票の記入の介助等をお願いする。
- 6月末を〆切りとして、調査票の回収を行い、必要な入力を行った上で、7月末には厚生労働省に提出をお願いする。
- 健康調査支援金の支払については、調査票の確認後、9月末までにお願いする。
なお、同一県内に居住する家族に対する支払いについては、同一時期とするなど可能な限り配慮をお願いする。
※ 生活保護費受給者については、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」(平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知)を参照すること。
- 引き続き、患者にコード番号(都道府県番号(2桁)+任意番号(2桁)+4桁)の設定をお願いする
※任意番号は必要に応じて市町村の番号を振る。不要な場合は00とする。
平成25年度に設定した番号は継続して使用する。
- 患者が転居した場合に転居先の自治体への情報提供をお願いする。

2. 認定について（基本指針第四）

油症治療研究班により、平成24年12月3日付で診断基準が見直されたことに伴い、下記の通り、引き続きご協力をお願いする。

- 同居家族認定の周知のため、平成26年度の健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続きの案内のための書類の同封をお願いする。その他、検診や相談対応などの機会や、広報誌やホームページ等を活用して、周知等に努めていただきたい。
※ 医師意見書に関する医師会への協力依頼に際しては、「診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について」（平成24年12月12日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）を参照すること。
- 必要に応じて、油症治療研究班による油症患者診定委員会に委託し、計画的な認定を図っていただくようお願いする。
- 都道府県から申請者への認定結果の通知に際しては、カネミ倉庫からの案内（認定患者への見舞金や医療費の支払い等について）を同封することに、ご協力いただきたい。
※ 従前は、カネミ倉庫の担当者が居住地に出向いて説明していたが、迅速に、一括して情報提供を行うため。
- 患者や、患者の家族であることを、他の家族等に秘密にしているため、本人宛の郵便物の送付等を希望しない方がいることから、こうした情報を得ている場合は特段の配慮を行うとともに、今後の連絡に当たっても、申請者の希望を確認するなどの配慮をお願いする。

3. カネミ油症検診の実施（基本指針第四）（参考2）

- カネミ油症検診は、厚生労働省の補助の元、平成9年度までは、関係自治体が主体となって実施していた。平成10年度以降、予算が一本化され、油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金）に、関係自治体が参画（研究協力者）して実施している。
- 各都道府県で、油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金）と連携して、必要な検診体制の整備をお願いする。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなどの工夫をお願いする。

- 検診の日程調整や結果の返却に際しては、都道府県から対象者に対して、油症研究班の研究結果（油症ニュース等）を同封するなど、受診者への情報提供の充実をお願いする。
- 未認定者が検診を受診した場合は、必要に応じて、研究班による油症患者診定委員会を活用し、計画的な認定審査を図っていただくようお願いする。

4. 受療券利用可能医療機関の拡大（基本指針第五）

- 基本指針において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」とされている。
- 平成25年度の健康実態調査で、患者が拡大を要望する医療機関を調査しており、現在、結果の集計を行っているところ。追って、都道府県医師会や個別の医療機関に対する協力依頼をお願いする。

5. カネミ油症に関する情報提供及び相談支援の推進（基本指針第六、第七）（参考3、参考4、資料5）

- 基本指針において、「関係都道府県と連携して、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払い等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していく。」とされている。
- 油症患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があること等から、都道府県において、従前からの相談体制を活用するなどして、こうした相談にもご対応いただきたい。
- また、基本指針において、「国及び地方公共団体は、法の趣旨に基づき、カネミ油症に関する理解が深まるよう、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める」とされている。
- カネミ油症に関する正しい知識の普及を図るため、国において設置したカネミ油症に関するホームページでは、様々な情報を掲載・リンクするなどして、ポータルサイトとして活用している。
こうした情報や、地域の特性に応じた取り組み等についても、各都道府県の広報誌やホームページ等を通じて、周知等をお願いしたい。

- また、基本指針において、「国は、引き続き、油症治療研究班を通じて、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集を行うとともに、今後は、油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果、医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供を行う。」とされている。
- 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成しているところ。今後、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いする。

6. その他（参考6）

- 第1回三者協議で、患者団体から、自治体にも関連する要望を頂いたので、可能な対応をお願いする。